

日本プレジャーボートオーナー会 会員の皆さまへ

『快適なマリンライフをお楽しみいただくために』 2025年10月改定

ヨット・モーターボート総合保険のご案内

保険期間: 2026年4月24日午後4時から2027年4月24日午後4時まで



この保険契約は、日本プレジャーボートオーナー会が保険契約者となるヨット・モーターボート総合保険の団体契約です。
安心して快適なマリンライフをお楽しみいただくために、是非ご加入ください。

ご案内の商品は、ヨットやモーターボート等に生じた損害や、運航中に第三者に与えた損害賠償等を補償する保険です。
この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、ご案内をもとにご検討いただきますようお願いします。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

日本プレジャーボートオーナー会



この保険の特長

特長 1	船体条項 2プラン(スタンダード、ワイド)をご用意しています
---------	--------------------------------

○スタンダードプラン

☆船体の偶然な事故による損害を補償します。(詳細はP4を参照)
「セールおよびドライブユニットに生じた損害、およびエンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害」は補償されません。

○ワイドプラン

スタンダードプランにプラスして、下記事故による損害を補償します。

☆『エンジン焼付け』による損害

☆『ドライブユニット』に生じた損害

☆ヨットの場合、セールについて生じた損害
(自己負担額の詳細はP8を参照)



※お支払い限度額は5,000万円になります。

特長 2	嬉しい10%割引
---------	----------

船体の管理契約を締結している場合に、船体保険料を10%割引します。

特長 3	その他
---------	-----

ヨットの場合、レース中も公式・非公式を問わず補償対象となります
(モーターボートの場合はレース中は補償対象外となります)

加入対象について

1. 加入資格者の範囲

ヨット・モーターボート総合保険の加入者(保険の補償を受けられる方であり、被保険船舶の所有者等)は、日本プレジャーボートオーナー会の構成員にかぎります。

2. 加入対象(船舶の大きさ・用途)

次の(1)から(4)までのものが引受対象船舶となります。

(1)帆走ヨット(トン数を問いません。)

(2)総トン数20トン未満の非営業用モーターボート
営業用とは、対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。

(3)総トン数20トン以上で次の①から③までに掲げる条件の全てを満たすモーターボート

①一人で操縦を行う構造であるもの

②長さが78.74フィート未満であるもの

③スポーツ、レクリエーションのみに用いられているもの(漁船や旅客船等の業務に用いられないもの)

(4)総トン数5トン未満の船舶 ※ただし次の①から⑤までのものはトン数を問わず除きます。

①水中翼船

②ホバークラフト

③漁船(釣り船を除きます。)

④作業船

⑤貨物の運搬を業とするもの



補償内容について

ヨット・モーターボート総合保険は基本契約(賠償責任条項)とオプションの船体条項、搭乗者傷害危険担保特約条項、捜索救助費用担保特約条項の組み合わせです。

1. 賠償責任条項(基本契約)

契約船舶の所有、使用、管理に起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者(補償を受けられる方)が第三者に対して負担する法律上の損害賠償責任によって被る損害を補償します。



例えば、運航中の過失により他の船舶と衝突し、相手方に死傷を負わせたり、船舶を破損させた場合、または遊泳者に死傷を負わせた場合などがこれに該当します。

【被保険者の範囲 -この保険で対象となる損害賠償責任の負担者-】

- 1 記名被保険者
- 2 記名被保険者の同居の親族(注1)で契約船舶を使用または管理中の者
- 3 記名被保険者の承諾を得て契約船舶を使用または管理中の者
ただし、船舶取扱業者(注3)が業務として受託した契約船舶を使用または管理している間を除きます。

(注1) 6親等内の血族、配偶者(注2)または3親等内の姻族をいいます。

(注2) 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(注3) 船舶取扱業者とは、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航等船舶を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

【保険金をお支払いする主な場合】

加入者及び被保険者(補償を受けられる方)が所有・使用・管理しているヨット・モーターボートに起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者が第三者に対して負担する法律上の損害賠償を補償します。例えば、運行中の過失により他船と衝突し、相手方を死傷させたり、船を破損させた場合、または遊泳者を死傷させた場合などがこれにあたります。

【お支払いする保険金】

- 1 被害者に支払う法律上の損害賠償金
- 2 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
- 3 争訟になった場合の弁護士報酬、訴訟費用(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

* 必ず事前に損保ジャパンとご相談のうえ承諾を得て示談等をすすめてください。 など

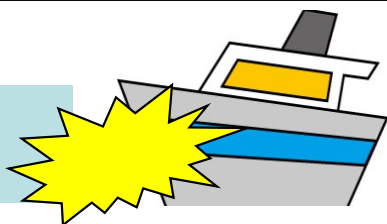
【保険金のお支払いの対象とならない主な損害】

- 1 レース中に生じた損害賠償責任(公式・非公式を問わず練習中を含みます。)※ヨットについてはお支払対象となります。
- 2 記名被保険者の故意による損害賠償責任
- 3 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 4 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性による損害賠償責任
- 5 契約船舶に搭乗中の入または積載物に対する損害賠償責任
- 6 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
- 7 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害に対する損害賠償責任
- 8 テロ行為による損害賠償責任(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)
- 9 サイバー攻撃等による損害賠償責任(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)
- 10 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任
- 11 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害に起因する損害賠償責任 など

2-1. 船体条項(オプション:スタンダードプラン、ワイドプラン)

契約船舶の保管中、陸上輸送中、けい留中、水上運航中などに被った偶然な事故による損害を補償します。

岸壁



たとえば、火災、落雷、爆発、他の船舶との衝突、沈没、座礁による破損、曲損、陸上輸送中の交通事故による損害または運航中の風水災による損害などがお支払いの対象となります。

【こんなときにお役に立ちます】

契約船舶の保管中はもちろん、陸上輸送中、けい留中、水上運航中などに被った偶然な事故による損害を補償します。

※セールに生じた損害はヨットの場合にのみ補償の対象となります。(ワイドプランのみ)

※ドライブユニットに生じた損害や、エンジン焼付損害(エンジン自体に生じた損害)も補償の対象となります。

(ワイドプランのみ)

【お支払いする保険金】

保険金額を限度として以下のとおり損害保険金をお支払いします。

※ただし、5000万円までが限度額になります。

- ① 全損(保険の対象の損害額または修理費が保険価額^(注1)以上となる場合をいいます。)の場合
保険価額^(注1)をお支払いします。

※全損となった場合は、保険価額から自己負担額を差し引きません。

- ② 分損(全損にいたらない保険の対象の損害を言います。)の場合
損害額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。保険金額が保険価額^(注1)に満たない場合は、次の算式により損害保険金額をお支払いします。

損害保険金

=

(損害額 - 自己負担額^(注4))

×

$\frac{\text{保険金額}^{\text{(注2)}}}{\text{保険価額}^{\text{(注1)}}$

(注1) 保険価額とは、損害が生じた時及びその場所における契約船舶の価額(時価額)をいいます。
損害額^(注3)は保険価額を基準に定めます。

(注2) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額を限度とします。

(注3) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合は、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

(注4) 自己負担額: 10万円 (下記以外)

セール、ドライブユニット、エンジン焼付による損害: 当該箇所部分の損害に50%を乗じて得た額

修理費

+

各種費用^(注5)

-

修理によって契約船舶全体として価額が増加した場合は、その増加額^(注6)

-

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

=

損害額

(注5) 各種費用とは、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用等をいいます。

(注6) 増加額は、保険の対象である契約船舶のうち、日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況及び使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

なお、これらの限度は、その損害が生じた契約船舶ごとにそれぞれ適用します。

- 保険価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払いの対象となりません。なお、保険価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

※経年劣化が著しい場合など、船舶の状態によっては引受けをお断りすることがございますので、ご了承ください。

※事故の内容・状況等により翌年度以降のお引受けをお断りすることがございますので、ご了承ください。

2-2. 船体条項(オプション:スタンダードプラン、ワイドプラン)

【保険金額(ご契約金額)】

船体条項の保険金額は、ご契約時の保険価額^(注1)に合わせて設定してください。

契約船舶に定着^(注2)・装備^(注3)・固定されている標準機器・装備品、および「ヨット・モーターボート総合保険加入申込票」に記載された付属機器・装備品は、保険の対象に含まれます。ただし、燃料・食料品・その他の消耗品は保険の対象とすることはできません。

(注1) 保険価額(時価額)は、保険の対象である契約船舶を新品で購入してからの経過年数、その使用頻度、保守管理状況、損耗状況等をもとに算定いたします。

(注2) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注3) 契約船舶の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令等に従い契約船舶に備え付けられている状態をいいます。

【保険金支払後の保険契約】

(1) 沈没、座礁、座州、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって契約船舶に生じた損害に対して、契約船舶が全損となった場合は、船体条項に係る保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額することはありません。

(3) (1)の規定により、船体条項にかかる保険契約が終了した場合には、損保ジャパンは船体条項に係る部分の保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた契約船舶が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

【保険金のお支払いの対象とならない主な損害】

次のような損害は保険金のお支払いの対象とはなりません。

- 1 セール及びドライブユニット(船外機についてはローユニット)に生じた損害(ただし契約船舶が全損となった場合は除きます。)<スタンダードプランのみ>
- 2 エンジン焼付によりエンジン(エンジンと一体化した船外機を含みます。)自体に生じた損害<スタンダードプランのみ>
- 3 レース中に生じた損害(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。)※ヨットについてはお支払対象となります。
- 4 被保険者などの故意または重大な過失による損害
- 5 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 6 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性による損害
- 7 契約船舶に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗による損害
- 8 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない契約船舶の電氣的または機械的損害をいいます。)
- 9 エンジン(エンジンと一体化した船外機を含みます。)の単独盗難(ただし、艇庫内に保管中または保管業者に寄託中の損害は対象となります。)
- 10 飲酒、麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦中に生じた損害
- 11 航行中、艇庫の保管中もしくは保管業者に寄託中以外の洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風等の自然変象による損害
- 12 テロ行為による損害(他の条項・特約条項を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎります。)
- 13 サイバー攻撃等による損害(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)

など

3. 搭乗者傷害危険担保特約条項(オプション)

契約船舶に搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により、搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

契約船舶に搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により、搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。

- 1 死亡保険金
上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
…1名あたりの保険金額の全額
- 2 後遺障害保険金
上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。
…後遺障害の程度により1名あたりの保険金額の100%~4%
- 3 医療保険金
上記保険金のお支払いの対象となる事故のケガにより医師の治療を要した場合にお支払いします。
…平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度に治癒するまでの期間の治療日数に対し、1日につき1名あたりの保険金額の1,000分の1(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては医療保険金を支払いません。)

- ※1 1回の事故につき、搭乗者1名に対しお支払いする保険金は上記1, 2, 3合計で1名あたりの保険金額を限度とします。
- ※2 1回の事故につきお支払いする保険金の総額は1事故あたりの保険金額を限度とします。
- ※3 1回の事故につき、搭乗者1名ごとの保険金の合計額が、1事故あたりの保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を、搭乗者1名あたりの保険金として支払います。

$$\boxed{\text{1事故あたりの保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{搭乗者1名ごとの保険金額}}}{\boxed{\text{搭乗者1名ごとの保険金の合計}}} = \boxed{\text{搭乗者1名あたりの保険金支払額}}$$

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 1 レース中に生じた傷害(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。) ※ヨットについてはお支払対象となります。
- 2 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害
- 3 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- 4 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- 5 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人について生じた傷害
- 6 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦しているときに、その本人について生じた傷害
- 7 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病(丹毒、リンパ腺炎、敗血症、はしろうふう、破傷風 など)
- 8 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害
- 9 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性による傷害
- 10 契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、契約船舶が操縦されている間に生じた傷害
- 11 テロ行為による傷害(他の条項・特約条項を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎりず。) など

4. 搜索救助費用担保特約条項(オプション)

契約船舶に搭乗している方が遭難したことによって、その搜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。



【お支払いする保険金】

契約船舶に搭乗している方が遭難(行方不明になった場合も含まれます。)した際の、搜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。

搜索者等からの請求に基づいて支出した費用のうち損保ジャパンが必要かつ有益と認めた費用を搜索救助費用担保特約条項の保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 1 レース中に生じた遭難(公式・非公式を問わず、練習中を含みます。) ※ヨットについてはお支払対象となります。
- 2 被保険者の故意または重大な過失によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- 3 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- 4 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたその被保険者についてかかわる遭難
- 5 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる遭難
- 6 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによって生じた遭難
- 7 契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、契約船舶が操縦された場合の遭難
- 8 テロ行為による遭難(他の条項・特約条項を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎりませう。)
- 9 サイバー攻撃等による遭難(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害はお支払いの対象となります。)

保険金額と保険料について(一括払)

1. 賠償責任条項(基本契約)

保険期間 1年

単位:円

保険金額	ヨット			モーターボート		
	8m以下	8m超～ 13m以下	13m超	50馬力以下	50馬力超～ 100馬力以下	100馬力超
1億円	11,180	19,320	25,320	13,820	21,870	37,080
3億円	12,950	22,370	29,330	16,010	25,340	42,950

自己負担額:1千円

2. 船体条項(オプション)

料率	スタンダードプラン	保険金額1,000円につき、 24円
		ワイドプラン
自己負担額	下記以外	10万円
	セール、ドライブユニット、エンジン焼付による 損害が生じた場合(ワイドプランのみ)	当該箇所部分の損害に50%を乗じて得た額

管理契約を締結している場合は10%割引になります。(スタンダード:22円 ワイド:42円)

3. 搭乗者傷害危険担保特約条項(オプション)

	普通条件 1名:1,000万円 死亡・後遺障害のみ 1名:3,000万円	普通条件 1名:1,000万円 死亡・後遺障害のみ 1名:2,000万円	普通条件 1名:1,000万円	普通条件 1名:500万円
1倍	18,200	13,900	5,300	2,650
2倍	30,600	23,400	9,000	4,500
3倍	39,500	30,200	11,600	5,800
4倍	45,500	34,800	13,400	6,700
5倍	49,800	38,100	14,700	7,350
6倍	53,100	40,600	15,600	7,800
7倍	54,400	41,600	16,000	8,000
8倍	56,100	42,900	16,500	8,250
9倍	57,400	43,900	16,900	8,450
10倍	59,100	45,200	17,400	8,700
11倍	60,700	46,400	17,800	8,900
12倍	62,100	47,500	18,300	9,150
13倍	63,700	48,700	18,700	9,350
14倍	65,100	49,800	19,200	9,600
15倍	66,700	51,000	19,600	9,800

単位:円

自己負担額:なし

4. 捜索救助費用担保特約条項(オプション)

保険金額	50万円	100万円	200万円
保険料	1,140	2,060	3,210

単位:円

自己負担額:なし

※掲載されているプラン以外でのご契約をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入手続きについて

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入者の範囲

☆ヨット・モーターボート総合保険の加入者は、日本プレジャーボートオーナー会の構成員にかぎります。

申込手続き

☆専用の「ヨット・モーターボート総合保険加入申込票」にてお申込みください。
☆必要事項を記載した加入申込票は日本プレジャーボートオーナー会宛にご送付ください。

保険料の払込方法

☆保険料は締切日までに指定の金融機関へお振込みください。
☆振込手数料はお客さま負担となります。ご了承ください。

申込締切日

日本プレジャーボートオーナー会事務局必着の期限となります。
2026年4月10日(金)

☆☆☆ 加入手続きのフローについて☆☆☆

①『見積作成依頼書』に必要事項を記載のうえ、FAXを送付ください。
取扱代理店 **FAX 03-6327-8982**



②取扱代理店より保険料計算を兼ねた『加入申込票』を送付します。



③『加入申込票』に必要事項を記載し、日本プレジャーボートオーナー会にご提出ください。
併せて保険料を指定の金融機関へお振込みください。



④上記『加入申込票』を全件集計した後、取扱代理店より1か月程度で『加入者証』をお送りします。

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたら、遅滞なく取扱代理店(Tokyo Bay Rise株式会社)またはお近くの損保ジャパンまでご通知ください。(事故の発生の日から30日以内に通知のないときは保険金の一部または全額をお支払いできない場合があります。)

①契約者および被保険者名

②事故発生の日時、場所

③事故の原因、状況

④(賠償責任事故の場合は)

○身体事故の場合は、被害者の住所、氏名、および通院または入院先の病院名

○財物事故の場合は、被害物件の内容

⑤(搭乗者傷害事故の場合は)搭乗者名および通院または入院先の病院名

⑥証券番号

(ご注意) 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの了解を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

・保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものをご提出ください。

【事故発生時の必要書類】

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
3	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①保険の対象である財物に関する事故、他人に財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書、復旧通知書 など ②被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、入院通院申告書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書(写)、保証書 船舶検査証書 など
5	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書※、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
7	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
8	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

万一事故にあわれたら(続き)

(注1) 事故の内容(ケガの程度)および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約加入時における注意事項

【告知義務】

保険契約者または被保険者の方には、保険契約加入の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

- (1) 保管場所
- (2) 種類・用途・馬力
- (3) 他の保険契約等の有無

保険契約加入の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約加入後における注意事項

保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- (1) 契約船舶の用途の変更
- (2) 艇庫の変更
- (3) 艇庫の構造の変更
- (4) その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(※)の発生

(※) 他の保険契約等に関する事実を除きます。

・通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。

ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。

ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

<重大事由による解除等>

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご通知いただいたあとのご契約の取扱い>

前記のご通知をいただく場合において、以下の内容に該当するときは、このご契約の引受範囲とはなりません。

その際はご契約を継続できないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

- ・総トン数5トン以上20トン未満のモーターボートの用途が営業用となった場合
- ・モーターボートの総トン数が20トン以上となる場合
- ・契約船舶の総トン数が5トン以上となる場合(モーターボートを除きます。)

など

その他のご説明事項

◆担保地域

北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島陸地から200km以内の海域および内陸(河川、湖沼を含みます。)となります。

◆解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

搭乗者傷害危険担保特約条項を契約された場合において、被保険者が保険契約者以外の方である場合には、その被保険者は、この保険契約(その被保険者に係わる部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。解除の条件やお手続き方法などについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆その他ご注意くださいこと

保険の対象が譲渡された場合、保険契約は解除となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。保険契約の権利義務を保険の対象の譲受人に譲渡する場合には、申請・承認の手続きが必要となりますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。あらたに別の船舶を取得された場合に、契約船舶と新規取得船舶の入替ができる場合がございます。申請・承認の手続きが必要となりますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆ご加入いただく保険契約には、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款・特約条項が適用されます。

◆この保険は保険期間が1年以内の契約のためクーリングオフができませんのでご注意ください。

◆被保険者に保険金請求ができない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

◆賠償責任条項の保険金に質権を設定することはできません。

◆被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

◆保険加入申込票の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。

◆加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆万一事故が起こった場合には、直ちに取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。

◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結していただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

◆引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)

またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

保険契約にご加入される際には、ご加入される方ご本人がご署名・ご捺印ください。

◆ご契約以外に補償の対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

◆個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込者(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の際に、お客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることをお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の項目について再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1

ご加入いただく内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、契約内容をよくご確認ください。
※当初のご意向とお選びいただいたプラン(条件)が相違する場合は特にご注意ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込み方法)

2

ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

- 「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3

お客さまにとって重要な事項をご確認いただきましたか。

- 特に「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる事項や、「告知義務・通知義務」に関する事項については、必ずご確認ください。

【窓口：事故サポートセンター】

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

(受付時間：24時間365日)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【お問い合わせ先】

<取扱幹事代理店>

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

住所：〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー16F

TEL：0120-48-7759

FAX：03-6327-8982

(受付時間：午前10時から午後6時まで 定休日：土日祝)

■事故受付

Tokyo Bay Rise 株式会社

住所：〒136-0074 東京都江東区東砂8-7-20 吉野ビル1階

TEL：03-5569-8425

FAX：03-5569-8426

(受付時間：午前9時から午後6時まで 火曜日定休日)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 東東京支店法人支社

住所：〒103-8255 東京都中央区日本橋2丁目2-10 損保ジャパン日本橋ビル3階

TEL：03-3231-4113

FAX：03-3271-0095

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■このパンフレットは概要を説明したものです。

詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)で
ご参照ください

(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。